

川崎市葬祭場使用料の減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市葬祭条例（昭和27年川崎市条例第33号。以下「条例」という。）第7条及び川崎市葬祭条例施行規則（昭和27年川崎市規則第27号。以下「規則」という。）第2条の規定による使用料の減免の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(減額対象者)

第2条 規則第2条第1項第4号に規定するその他市長が必要と認める者は、次に掲げる者の葬祭のために使用する者とする。

- (1) 死亡時に介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居していた者であって、本市の介護保険の被保険者であったもの
- (2) 死亡時に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって、本市の介護給付等の支給決定を受けていたもの

(減額後の使用料)

第3条 前条に掲げる者の減額後の使用料は、条例別表に規定する市内居住者の使用料とする。

(申請)

第4条 規則第2条第1項第4号に基づき使用料の減免を受けようとする者は、次に掲げる減額対象者区分に応じ減額対象者であることを証する書類を提示するとともに、葬祭場使用料減免申請書（規則第1号様式）を市長に提出しなければならない。

減額対象者区分	減額対象者であることを証する書類
第2条第1号関係	死亡者の介護保険被保険者証
第2条第2号関係	死亡者の障害福祉サービス受給者証

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。